

1月以降開始する申告等についてのお知らせ

越谷税務署から令和2年分確定申告のお知らせ 問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111(音声案内)

日 時	会 場
1月4日(月)～2月3日(水) 9:00～16:00(土日祝日を除く) 感染防止の観点から、還付申告の方の相談は1月4日(月)から行います。	越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
2月4日(木)～3月15日(月) 9:00～16:00(土日祝日を除く) ※ただし、2月21日(日)及び28日(日)は開場します。 案内票(案内番号・入場整理券)の配付は終日「1階E(TSUTAYA付近)」のみで行います。イオンホール前では配付しません。	イオンレイクタウン kaze3階「イオンホール」 越谷市レイクタウン4-2-2

※混雑を回避するため入場制限を実施し、受付終了時間を早める場合があります。
※イオンレイクタウン会場開設期間中は、越谷税務署内には確定申告会場はありません。
※新型コロナウイルス感染症対策により、受付方法等が変更になる場合があります。
最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策について

各会場へは少人数でお越しいただき、来場の際はマスクの着用・検温・アルコール消毒にご協力ください。また、発熱症状のある方や体調のすぐれない方は来場をお控えください。

税理士事務所における無料電話相談

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131(平日9:00～11:00、13:00～16:00)

- ▶日 時 2月1日(月)～15日(月) 9:00～11:00、13:00～15:00
- ▶相談方法 税理士事務所に電話で(相談内容によっては有料となります。)
- ▶対 象 公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、令和2年中に退職し年末調整が済んでいない方

※新型コロナウイルス感染症対策のため、税理士事務所での相談は行いません。

税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 越谷税務署 ☎048-965-8111(音声案内)

- ▶日 時 2月2日(火)9:30～11:00、13:00～15:00
- ▶場 所 役場第二庁舎3階301会議室
- ▶対象者 給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方
- ※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。
- ▶必要なもの

【共通】

- ①令和2年分の給与所得又は公的年金等の源泉徴収票
- ②印かん・筆記用具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し
- ⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」
- ⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方:控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

【年末調整が済んでいない方】

上記①から⑥までのほかに

- ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類
- イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)
- ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

上記①から⑥までのほかに、医療費控除の明細書、医療保険者からの医療費通知など

混雑が予想されます。状況により、午前の受付であっても午後の申告になる場合や、受付終了時間を早める場合がありますのであらかじめご了承ください。※例年、午後の方が空いています。